

平成 25 年度「ヨコハマアートサイト」助成金交付要綱

平成 25 年 4 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜の魅力発信、地域のコミュニティ活性化を目的として行う芸術文化活動への支援を実施するため、横浜市の「地域文化サポート事業」として行われる「ヨコハマアートサイト」助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、助成事業の主体である公益財団法人横浜市芸術文化振興財団理事長（以下「財団」という）が必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる団体、活動)

第 2 条 営利を目的としない芸術文化活動を行う市民団体・NPO またこれに準ずる任意団体であること。団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立しており、かつ、自ら経理を行う会計組織を有すること。年間を通じたヨコハマアートサイトにおける交流や連携に主体的に参加できること。国、地方自治体による基本金その他これに準じるもの出資を受けていない団体。

2 助成の対象となる活動は、美術、映像、音楽、舞台芸術などに関わる芸術文化活動。また、下記のいずれかを満たすものとする。

(1) 地域の歴史や自然、景観などを活用し、アートを通じてその魅力を引き出し、地域に寄与するものまた、開催地域外からも含めた集客を見込めるフェスティバル性を有するもの。

(2) 福祉・環境・街づくり・国際交流等に取り組む地域やコミュニティの活動において、アートを通じて課題解決や活性化を目指すもの。また、アートに触れる機会を広げ、参加者間におけるコミュニケーションの醸成や感性を育むことを目的としたもの

(3) 横浜独自の魅力を創出することを趣旨に含む芸術作品の創造を行う、市内外への発信力のある活動

(助成の対象とならない活動)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象から除外する。

(1) この要綱による助成金のほかに横浜市から補助金又は助成金の交付を受けるもの

(2) 政党・政治的団体としての活動を目的とするもの。

(3) 宗教の布教を目的とするもの。

(4) 主として営利を目的とするもの。

(5) 公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの。

(助成の対象となる期間)

第 4 条 助成の対象となる活動の実施期間は、2013 年 7 月 1 日（月）から 12 月 31 日（火）での実施とする。

(助成の対象となる経費)

第 5 条 助成の対象となる経費は以下のとおりとする。

(1) 出演料、企画料

(2) 作品制作費

(3) 会場使用費

(4) 印刷費、郵送費、保険料など事務費

(5) 著作権料

(6) 実施事業当日運営費（飲食に関わる経費を除く）

(7) その事業実施にあたって必要な経費で財団が認めるもの

2 助成の対象外となる経費は以下のとおりとする。

- (1) レセプション、打ち上げ、交流会等の飲食に関わる経費
- (2) 記念品代、お土産代等の交際費
- (3) 事務所賃料、事務機器の購入費などの管理経費
- (4) 予備費・雑費等の使途が曖昧な経費、領収書等が残っていない経費
- (5) 美術作品の買上げ費、楽器の購入経費
- (6) 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- (7) その他、事業実施にあたる経費で財団が認めないもの

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を希望する者は、「横浜アートサイト」助成金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を、別途定める期日までに財団に提出しなければならない。

(「ヨコハマアートサイト」選考委員会)

第7条 助成金の交付について、審査および財団に対して助言を行うため、「ヨコハマアートサイト」選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(支援の方法及び内容)

第8条 助成金の額は、主催団体の事業実行能力、企画内容等を勘案し、予算範囲内で選考委員会が決定する。

- 2 委員会の判断により、企画内容が優れた団体に対しては、別途活動運営支援を行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、財団が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付の条件)

第9条 財団は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために以下に定める他、必要な条件を付すことができる。

- (1) キックオフミーティングおよび事前・事後ヒアリング、研修会等への出席
- (2) 2014年2月開催予定のシンポジウムへの参加
- (3) 報告書、収支決算書等の書類提出（事業終了後1ヵ月以内）
- (4) 事業にかかわる画像や資料等の提出、公開
- (5) 本事業連携広報活動への協力
- (6) 広報宣伝物（チラシ・ポスター等）への指定クレジット等記載
- (7) 安全への配慮と対策、緊急事態発生に備えた連絡体制の確保、危機管理

(交付決定及び通知)

第10条 財団は、第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金交付の適否を決定するものとする。

2 前項の場合において、財団は助成金の交付を適当と認めるときは、「ヨコハマアートサイト」助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金に関する契約)

第11条 助成公布決定を発行したのちに、財団と申請者の間で助成金に関する契約書を取り交わす。

- 2 契約の内容は、財団と申請者間で確認した助成対象事業で取り組む内容を明確に記載し、また助成金の支払いについての詳細を記すものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 財団は、次の各号に該当すると認めるときは、前条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 契約に違反した場合。
- (2) 助成金の交付申請について、虚偽不正の事実があった場合。
- (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められる場合。
- (4) 助成金を助成活動以外の活動に使用した場合。
- (5) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 財団は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったときは、助成対象活動のうち既に完了した部分以外の部分に限り、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに附いた条件を変更することができるものとする。

(実施報告書の提出)

第14条 助成金の交付を受けた者又は団体（以下「助成対象者」という。）は、助成対象活動が完了したときは、事業終了後1か月以内に助成対象活動の「ヨコハマアートサイト」助成実施報告書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

(助成金額の確定通知)

第15条 補助金額の確定の通知は、前条に定める実施報告書の提出後すみやかに、「横浜アートサイト」助成金交付額決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(助成金交付の時期)

第16条 補助金交付の請求は、前条の通知を受けた後に行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が補助金交付決定の範囲内で前金払いを必要と希望し、次に掲げるものなど財団が必要であると認めた場合は、第10条の通知があった後に請求をすることができる。
 - (1) 会場使用料など前金払いを必要とする経費であり、使用許可書等で金額が確定できる場合
 - (2) アーティスト、コーディネーター、ディレクターなどに対する出演料・謝礼金・委託料などあらかじめ契約書、請求書などで確認ができる場合

(助成金交付の請求)

第17条 前条第1項による助成金交付の請求は、「ヨコハマアートサイト」助成金請求書（様式第4号）により行わなければならない。

- 2 前条第2項による助成金の請求は、「ヨコハマアートサイト」助成金請求書（前金払）（様式第5号）により行わなければならない。また、当該請求に対する通知は「ヨコハマアートサイト」助成金（前金払）額決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(書類等の整備保管)

第18条 助成対象者は、当該助成対象活動にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類は、財団から請求があった場合、助成対象者は速やかに提出しなければならない。

(調査等)

第19条 財団は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は当該者に質問をさせることができる。

- 2 財団は、前項の規定による調査等により、当該助成対象事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付いた条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(書類の閲覧)

第20条 財団及び助成対象者は、第6条、第10条及び第13条に定める書類又はその写しについて、要求があった場合、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、助成対象者の個人情報のうち氏名を除いた部分は閲覧に供しないものとする。

- 2 前項の閲覧を行う期間は、助成金を交付した日から2年間とする。ただし、様式第2号及びその添付書類又はその写しについては、当該書類を財団に提出した日から2年間とする。
- 3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	財 団	助成対象者
閲覧場所	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 住所：横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階 電話：045-221-0212	助成対象者が指定する場所
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前10時00分から午後17時00分まで。(要事前連絡。)	助成対象者が指定する時間

(情報公開)

第21条 財団及び助成対象者は、対象活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほかは、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。